

第9条（規定外事項）

甲乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に異議があるときは、当事者双方誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

第10条（特約条項）

物件の管理に際して甲は乙に鍵を預託する。物件内に甲所有の物品がある場合、甲は家財保険に加入することを原則とするが、加入しない場合、乙は敷地内の盗難紛失に関して責任を負わないものとする。

以 上

平成 年 月 日

(甲)

㊤

(乙) 山形県鶴岡市ほなみ町1-2
特定非営利活動法人つるおかランド・バンク
理 事 長 阿 部 俊 夫 ㊤

<業務委託報酬規定>

金 額： 月額 金 5,000 円 （振込手数料は、ご負担お願いいたします）

支 払 方 法： 銀行振込

振込先口座

口座名：特定非営利活動法人つるおかランド・バンク

① ゆうちょ銀行 記号：18510 番号：13155221

（他金融機関からの場合 支店名 八五八（ハチゴウハチ） 普) 1315522 ）

② 荘内銀行 鶴岡市役所出張所 普) 1011269

支 払 期 日： 毎月末日までの受領とする。

(1) 本物件

①	名 称	
	所在地（住居表示）	
	構 造	